

(4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
(権利譲渡等の禁止)

第8条 乙は、甲の承認を得ないで、貸付物件を第三者に転貸し、又は乙が建設した建物その他の工作物に賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を設定してはならない。

2 乙は、甲の承認を得ないで、貸付物件の賃借権を第三者に譲渡してはならない。

(物件保全義務)

第9条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

(修繕義務等)

第10条 甲は、貸付物件の修繕義務を負わないものとし、当該物件について維持、保全、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 甲において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙について、次のいずれかに該当すると認めた場合には本契約を解除することができる。

(1) 第7条各号の確約に反する事実が判明した場合

(2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当した場合

4 甲は、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇基本協定書」が解除された場合には、本契約を解除することができる。

(原状回復)

第12条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき又は前条の規定により契約が解除されたときは、通常の使用に伴い生じた貸付物件の損耗を除き、貸付物件を原状に回復しなければならない。

2 甲及び乙は、貸付物件の明渡し時において、原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入り)

第13条 甲は、貸付物件の防火、貸付物件の構造の保全その他の貸付物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、貸付物件内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

(契約不適合責任)

第14条 乙は、本契約締結後において、貸付物件に種類、品質、数量に関して本契約の内容に適合しない状態を発見しても、履行の追完、又は損害賠償の請求をすることができない。

(免責事項)

第15条 甲は、甲の故意又は重大な過失に基づかない地震、火災その他の事故又は諸設備等による損害について、乙に対してその責任を負わないものとする。

(了承事項)

第16条 乙は、貸付物件の現状についてあらかじめ甲からその旨が記載された書面の交付を受け、重要事項に関する説明を受けたことを確認する。

(損害賠償等)

第17条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、第11条第2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲に対し、これによって生じた損失につきその補償を求めることができる。

(有益費等の放棄)

第18条 乙は、第4条に規定する貸付期間の満了又は第11条の規定により契約を解除された場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第19条 本契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(合意管轄裁判所)

第20条 本契約に係る訴えについては、鳥取市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第21条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記の契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 鳥取市幸町7-1番地
鳥取市
鳥取市長

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○

別図

